

結核予防事業費補助金交付規程

昭和43年 6月28日  
告示第593号

|    |                     |                     |
|----|---------------------|---------------------|
| 改正 | 昭和51年 2月20日告示第173号  | 昭和54年12月21日告示第1518号 |
|    | 昭和57年 8月24日告示第1100号 | 平成 5年 3月 2日告示第281号  |
|    | 平成12年 4月 1日告示第589号  | 平成15年 4月 1日告示第809号  |
|    | 平成16年12月28日告示第2555号 | 平成17年 3月29日告示第716号  |
|    | 平成18年 3月31日告示第469号  | 平成18年 8月29日告示第1262号 |
|    | 平成19年 3月30日告示第590号  |                     |

結核予防事業費補助金交付規程を次のように定める。

結核予防事業費補助金交付規程

(補助金の交付)

第1条 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の2第1項の規定による定期の健康診断（市町及び事業者が行う健康診断を除く。以下「結核予防事業」という。）に要した費用に対し、法第60条第1項の規定により、毎年度予算の範囲内で、別に定める基準に従つて算出した額の補助金を学校又は施設の設置者（以下「設置者」という。）に交付するものとし、その交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市の区域内にある学校又は施設で行つた結核予防事業に要した費用については、この限りでない。

(交付申請)

第2条 設置者は、前条の補助金の交付を受けようとするときは、結核予防事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第3条 知事は、前条の申請書を受理した場合において適当と認めたときは、補助金の交付決定の通知をするものとする。

(変更交付申請)

第4条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた結核予防事業（以下「補助事業」という。）に要する費用の総額に変更を生じたときは、結核予防事業費補助金変更交付申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに結核予防事業実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付請求)

第6条 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、結核予防事業費補助金交付請求書（様式第4号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 知事は、前条の規定による請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(事業の遅延)

第8条 設置者は、結核予防事業が予定の期限までに終了しない場合は、速やかに知事の指示を受けなければならない。

(事業の中止等)

第9条 設置者は、結核予防事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。

(帳簿等の保管)

第10条 設置者は、補助金と結核予防事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿並びに結核予防事業に係る収支についての証拠書類を結核予防事業の終了後5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第11条 この規程に基づいて知事に提出する書類は、所轄保健所の所長を経由しなければならない。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、昭和43年度分の補助金から適用する。

- 2 結核健康診断及び予防接種費補助規程（昭和 26 年 9 月愛媛県告示第 504 号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 旧規程によつて交付した補助金については、なお従前の例による。
- 4 昭和 57 年度分及び昭和 58 年度分の補助金の交付申請書に係る実施計画書及び実績報告書に係る実施状況調書の様式については、様式第 1 号別紙 2 及び様式第 5 号別紙 2 の規定にかかわらず、それぞれ次の様式によるものとする。
  - 前 文（抄）（昭和 57 年 8 月 24 日告示第 1100 号）  
昭和 57 年度分の補助金から適用する。
  - 前 文（抄）（平成 5 年 3 月 2 日告示第 281 号）  
平成 5 年度分の補助金から適用する。
  - 前 文（抄）（平成 12 年 4 月 1 日告示第 589 号）  
告示の日から施行し、平成 12 年度分の補助金から適用する。
  - 前 文（抄）（平成 15 年 4 月 1 日告示第 809 号）  
告示の日から施行し、平成 15 年度分の補助金から適用する。
  - 前 文（抄）（平成 16 年 12 月 28 日告示第 2555 号）  
平成 17 年 1 月 16 日から施行する。
  - 前 文（抄）（平成 18 年 3 月 31 日告示第 469 号）  
平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度分の補助金から適用する。
  - 前 文（抄）（平成 18 年 8 月 29 日告示第 1262 号）  
平成 18 年 9 月 1 日から施行する。この告示の施行の際現に改正前の結核予防事業費補助金交付規定様式第 1 号から様式第 4 号までの規定により提出されている書類は、それぞれ改正後の結核予防事業費補助金交付規定様式第 1 号から様式第 4 号までの規定により提出された書類とみなす。
  - 前 文（抄）（平成 19 年 3 月 30 日告示第 590 号）  
平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度分の補助金から適用する。